

7. 休日の代休日

祝日法による休日又は年末年始の休日に、勤務時間の全部について、校長が職員に特に勤務することを命じる場合、休日に代わる日として代休日を指定することができます。ただし、国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日という祝日法の趣旨からいうと安易に勤務を命じるべきではなく、校長が特に学校運営上やむを得ないと判断した場合に限られます。なお教育職員については、次の各号のいずれかの業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るとされています。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事(※)に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要な業務

※ 学校行事とは、学校種別ごとの学習指導要領に定める学芸的行事、体育的行事及び修学旅行的行事を指します。なお、学校行事については、あらかじめ予定されていても、業務内容が通常の授業とは異なるので、「臨時の業務」とみなされます。

勤務を命じられた休日の全勤務時間を勤務した場合、指定された代休日は、特に勤務を命ぜられるときを除き勤務しなくて構いません。

また、休日の一部の勤務時間のみを勤務した場合、代休日は取れませんが、教育職員についてはその勤務時間の範囲内で、1時間を単位として職務に専念する義務を免除してもらうことができます。

○代休日を指定するとき

1. 担当者が「代休日指定簿」を作成し、学校長が決裁する。
2. 出勤簿には、代休日に「代休」と表示する。
3. 職員は、勤務を命じられた休日に出勤したら出勤印を押す。(出勤印のみ)

※ 代休日の指定はできる限り、休日に勤務を命ずると同時に行うこととされています。(遅くとも、当該休日前には指定しなければいけません。)

※ 代休日は、勤務を命じる休日の8週間後までの期間内で、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日に指定します。

※ 休日勤務の場合、正規の勤務時間の時間数と同じであっても、時間帯が異なる勤務は「休日の全勤務時間を勤務した」ことにはならず、代休日の指定はできません。

※ 勤務を命じられた職員が代休日の指定を希望しない場合には、代休日を指定しなくても構いません。

○職務専念義務免除を受けるとき（教育職員のみ）

1. 職員が「職務専念義務免除願」を作成し、学校長が決裁する。
2. 出勤簿には、「職免」と表示する。

※ 職免は、当該勤務日の翌日から7日以内に、勤務した時間の範囲内で1時間を単位として取ることができます。

祝日に時間で勤務を命じた場合

令和●×年 9 月 2 5 日

四万十町立 榊山小 学校長 様

職名 教諭 氏名 四万十 花子 印

職 務 専 念 義 務 免 除 願

下記により職務に専念する義務を(有給・無給)で免除されたいので承認願います。

記

事 由	9 月 23 日運動会業務による休日勤務 (7 時間) の代替のため
期 間	令和●×年 9 月 2 5 日 (火) 9 : 0 0 から 日 7 時 間 分 令和●×年 9 月 2 5 日 (火) 1 6 : 4 5 まで
備 考	公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例第 7 条第 1 項による
添付書類	

【休日勤務等の代替の職務専念義務免除】第 7 条第 1 項
任命権者は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員
(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 11 条第 1 項の規定により
代休日指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。)には、
当該勤務日の翌日から 7 日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で 1 時間を
単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

承認する . 承認しない

令和●×年 9 月 2 5 日

四万十町立 榊山小 学校長
土佐 太郎 印

※ 校長以外 3 日以内の場合 1 部提出

《参考》

◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条

任命権者は、職員に祝日法による休日または年末年始の休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第9条

条例第11条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

◎公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例 第6条

教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれかの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要な業務

◎公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例 第7条

任命権者は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

◎公文書「[休日の代休日について（通知）](#)」

（平成7年3月30日付 6教義第1412号）

◎公文書「[『公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の施行について（通知）』の一部改正について（通知）](#)」

（平成11年9月22日付 11教職第299号）

◎公文書「[職務専念義務の免除について](#)」

（平成30年10月11日付 四万十町教育委員会学校教育課長より事務連絡）